

## いじめ防止・児童虐待対策に関する啓発看板の設置について

### ◆趣旨

本市では、本年4月1日から、教育委員会（教育研究所）にておこなっていた不登校やいじめといった教育に関する相談業務を、児童虐待や子どもの発達に関する相談を行う保健福祉部（子育て支援課子ども家庭支援室）に一元化し、子どもに関する相談体制の強化を図った。

この相談体制の強化に伴い、相談窓口のより一層の活用を図っていくといった観点から、このたび市内の中部電力及びN T Tの電柱を活用し、電柱への巻き看板に標語や相談窓口の連絡先を記載し、いじめ及び児童虐待防止に関する啓発と相談窓口の市民への周知に取り組む。

### ◆事業内容

本事業は、教育委員会（人権教育課）と連携しながら推進し、本市及び本市教育委員会が、電柱広告業者である中電興業株式会社及びテルウェル西日本株式会社と事業の協力協定を締結し、電柱広告業者が、広告主を募りその広告料をもって看板を作製、児童虐待防止推進月間である11月から市内の電柱に設置するもの。

なお、看板に記載するいじめ・児童虐待の防止に関する標語等は、市内小中学校の児童生徒（夏休みの課題）や一般市民から公募する。

### ◆事業スケジュール

- 8月 電柱広告業者との協定締結
- 9月 看板デザインの選定
- 10月 看板作製
- 11月 啓発看板設置開始

### ◆問い合わせ先

保健福祉部 子育て支援課 子ども家庭支援室 担当 森・杉田

直通電話 382-9140